

せいかつほ ごせいど 生活保護制度について

1 相談・申請については次の場所に
相談または申請してください。

生活支援課（本庁舎内）
電話 21-3285

湯川福祉課（湯川支所内）
電話 57-6170

亀田福祉課（亀田支所内）
電話 45-5483



2 生活保護の相談・申請について、必要な書類は特別ありませんが、生活保護制度の仕組みや各種社会保障施策等の活用について十分な説明を受けるためにも、生活保護担当窓口での事前の相談が大切です。

なお、生活保護を申請した後の調査において、世帯の収入・資産の状況のわかる資料（通帳の写しや給与明細書等）を提出していただくこともあります。

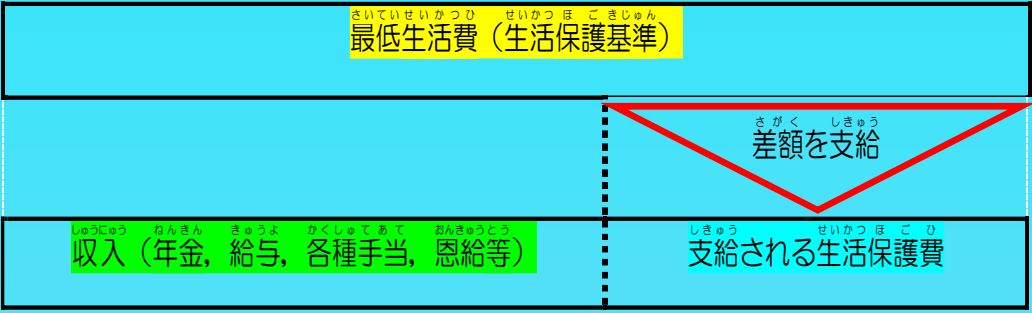
3 生活保護の申請をしていただいた日から生活状況や資産調査を行い14日以内（調査に時間を要する特別な理由がある場合は30日以内）に生活保護が受給できるか、出来ないかの回答をいたします。

4 生活保護費は収入と厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されますが、最低生活費は地域や世帯の構成等により異なりますので相談・申請する際に、ご相談ください。

5 働いて得た就労収入がある方でも、その収入および資産が厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）に満たない場合には、生活保護を受給することができます。

この場合、収入と最低生活費を比較して、最低生活費から収入を差し引いた差額が生活保護費として支給されます。

支給される生活保護費のイメージ



6 自動車を持っても生活保護の申請は可能です。生活保護受給後に自動車の保有の可否について基準に照らし合わせ福祉事務所が判断します。保有が否となった場合は、活用可能な資産として、処分していただきます。

7 生活保護を受給する方は、以下のような権利があります。

- ・正当な理由が無ければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- ・生活保護の要件を満たす限り、誰でも無差別平等に受けることができます。

・既に給付を受けた保護費または保護を受ける権利を差し押さえされることがありません。

9 生活保護は、原則として世帯を単位として保護を決定・実施することとなっています

8 生活保護を受給する方は、以下のような義務があります。

- ・利用し得る資産、能力その他あらゆるものを生活のために活用しなければなりません。

・福祉事務所から、生活の維持、向上、その他保護の目的達成に必要な指導または指示を受けたときは、これに従わなければなりません

- ・能力に応じて勤労に励み、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他の生計の状況を適切に把握するとともに、支出の節減を図り、その他生活の維持・向上に努めなければなりません。

10 持ち家がある方でも生活保護は受給できます。住宅ローンを保護費から返済することは認められません。また、時価が高額な場合は売却して頂く場合もあります。

世帯が 65 歳以上の方のみであれば、自宅を担保に貸付を受ける制度を活用していただく場合もあります。